

「埼玉県専門学校生等の授業料軽減事業」に伴う減免制度のお知らせ

本校では、経済的理由により修学が困難な学生の修学上の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため授業料減免制度を実施いたします。これは、平成27年度より実施されている、「埼玉県専門学校生の授業料軽減事業」にも関連し、認定された場合は本校の減免分に加え、追加で支援を受けることが可能となります。

減免予定額：30万円(学校減免20万円+埼玉県(国)からの支援10万円)

募集締め切り：11月12日(金)

〈減免制度の詳細〉

【1】対象となる要件等

次に掲げる要件を全て満たす場合に認定されます。

- ① 勉学に対する意欲がある学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し授業料の支払いが困難となった世帯の者、もしくは世帯の経済的状況が以下のいずれかの要件に該当する者。
 - (ア) 生活保護法による保護費の受給
 - (イ) 個人住民税(市町村民税及び都道府県民税)所得割非課税(税額控除前の所得割額が0円)
 - (ウ) 所得税非課税(税額控除前の税額が0円)
 - (エ) 保護者等の倒産、失職などによる家計の急変
- ② 国委託事業及び本事業に伴い国、調査研究機関及び県が実施するアンケート調査やヒアリング調査に協力可能な者、修学支援講習会へ出席可能な者。
- ③ 支援を受ける年度に取得を目指す技能・資格や目指している職業など、あらかじめ目標を定め、そのために必要な講義・実習等を受講し、その結果について自己評価を実施し、県に報告できる者。

【2】減免額および支援金

学則で定める授業料のうち、20万円を減免されます。また、本事業の申請を行い、支援金を受領できた場合はその金額分(10万円程度)が支給されます。

*対象者にとって30万円分の負担軽減になります。

【3】申請方法等

本制度利用希望の旨を本校学事課まで、ご連絡をお願いいたします。